

建築基準法第 86 条の 5 第 2 項の規定により、次の一定の一団の土地の区域の認定を取り消しましたので、同条第 4 項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 16 年 8 月 17 日

京都市長 榎本 頼兼

認定取消番号	認定取消年月日	一団地の位置
11-009	平成 16 年 8 月 10 日	京都市伏見区深草加賀屋敷町 5 番地 8, 5 番地 11, 5 番地 13, 5 番地 14, 11 番地 14 の一部, 11 番地 35 の一部, 11 番地 36 の一部, 11 番地 37 の一部, 11 番地 38, 11 番地 39, 11 番地 40 の一部, 11 番地 41 の一部, 11 番地 42 の一部, 11 番地 43, 11 番地 44, 19 番地 1, 19 番地 2, 19 番地 3, 19 番地 5, 19 番地 6, 19 番地 7, 19 番地 8, 20 番地, 20 番地 3, 20 番地 4, 20 番地 5, 20 番地 6, 20 番地 7, 20 番地 8, 20 番地 9, 20 番地 10, 20 番地 11, 20 番地 12, 23 番地 1, 同区竹田醍醐田町 17 番地 3, 17 番地 4, 17 番地 5, 17 番地 6, 17 番地 7, 17 番地 8, 29 番地, 30 番地, 32 番地及び 36 番地 2

(都市計画局建築指導部指導課)